

## 審 査 基 準

### 1. 審査基準の位置づけ

本基準は、運営事業者の決定にあたり、優れた提案を行った提案者を選定するための方法及び評価項目を示し、提案者が行う提案に具体的な指針を与えるものである。

### 2. 審査方法

- (1) 本学で設置する「本学（青葉山3）厚生施設審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）は、Ⅰ～Ⅲの提案区分毎に提案者から提出された以下の審査書類に基づき、厳正かつ客観的に審査し、優秀な提案者を運営事業者として決定する。

#### ※審査書類

別紙2「企画提案書」

別紙3「運営企画書」

別紙4「参加資格証明書」

その他、別紙1の要求事項各項目を満たすことを確認できる資料やサンプル等

- (2) 審査委員会は、必要に応じて、提案の詳細に関する追加資料の提出、ヒアリングを実施する必要があるため、提案者は誠実に対応すること。
- (3) 審査にあたり、提案の根拠が不明瞭、説明が不十分で審査に重大な支障があると審査委員会が判断した場合は、要求要件を満たしていないものと判断する。
- (4) 審査は、加点方式で配点項目は3（3）の配点基準とおりとし、下表の6段階に基づき評価する。

#### ※評価項目

区分	評 価 内 容	加点付与内容
A	十分に要求要件を満たし、さらにサービス向上の工夫等が確認できる。	配点の100%を付与
B	十分に要求要件を満たす。	配点の80%を付与
C	概ね要求要件を満たす。	配点の60%を付与
D	要求要件を満たすが、やや満足できるレベルではない。	配点の40%を付与
E	要求要件を満たすが、満足できるレベルではない。	配点の20%を付与
F	要求要件を満たさない。	配点を付与しない。

- (5) 審査委員会による審査内容は、原則として非公開とし、審査結果は、提案者にのみ文書で通知するが、第三者に公表はしない。

### 3. 選定基準

- (1) 提案内容が国立大学法人の公共性を踏まえた学生及び教職員等を対象とする福利厚生サービス事業であり、別紙1「運営事業者に対する要求事項等」の要求項目を満たすこと。
- (2) 本学は、運営事業者に安定的・継続的なサービスの提供を求めており、そのサービスを遂行するに必要な事業遂行能力（技術、知識、ノウハウ等）を有し、業務が具体的、かつ、適切な方法により計画されていること。
- (3) 審査委員会は、下表の評価ポイント及び配点基準により審査を実施する。なお、提案する業種に応じて、該当しない評価項目がある場合は、該当する評価項目のみで審査を実施する。

評価項目	評価ポイント	配点
①営業日・営業時間	・終日勉学や研究に取り組む学生に対し、朝食や夜食提供等による健康面で支援できる営業時間であること。	20
②運営方針・コンセプト	・本事業の趣旨を踏まえた方針・コンセプトを掲げ、事業へ取り組む姿勢が確認できること。	20
③食事メニュー・商品構成	・本学構内の営業に相応しいメニュー・商品構成であること。 ・多種多様な食事メニュー・商品構成で安心・安全であり、提供継続性が保たれていること。	20
④価格提供	・多数の学生の利用を踏まえ、可能な限り低廉な価格であること。	15
⑤需要調査内容	・定期的に学生及び教職員の需要を調査し、調査結果に基づくサービスを提供できること。	10
⑥施設レイアウト	・昼食時等の混雑時、学生及び教職員の利便性を踏まえた内容であり、必要最小限の管理スペースであること。	20
⑦利用率向上の取り組み	・提案者独自の学生及び教職員等を対象とした福利厚生サービスの向上が期待される工夫等が確認できること。	20
⑧清掃・ゴミ処理状況	・施設内及び施設周辺の清掃、ゴミの保管・処分を適切に遂行し、衛生環境の維持が確認できること。	10
⑨省エネルギー・リサイクル推進状況	・省エネルギー、リサイクル等の関係法令・条例等に基づく他、提案者独自の取り組みを積極的に推進する体制を確認できること。	10

評価項目	評価ポイント	配点
⑩騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3階の保育所への影響に配慮した取り組みが確認できること。</li> </ul>	10
⑪セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品や金品の盗難防止対策とした適切なセキュリティ対策を確認できること。</li> </ul>	10
⑫事業遂行に必要な監督官庁許可等の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業遂行に必要な関係法令・条例等を理解し、許可等の手続きが監督官庁へ遂行可能と判断されること。</li> <li>・事業遂行に必要なコンプライアンス体制が確認できること。</li> </ul>	10
⑬駐車場必要台数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業遂行に必要な車両台数を制限し、施設周辺の景観及び有効な土地利用に貢献すること。</li> </ul>	5
⑭事業運営における積極性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業継続、①～⑬以外のサービス向上効率・効果性等を目的とした事業者独自の取り組みを確認できること</li> </ul>	20
配点合計	—	200